

海外販路開拓のための人材活用促進事業 F A Q

【Ⅰ 応募対象者】

Q 1 : 大企業は応募できますか。

A 1 : 大企業は対象になりません。中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者が対象になります。（公募要領 1 ページ参照）

Q 2 : 県外に本社を置く県内事業所は対象になりますか。

A 2 : 本社が県外である企業は対象になりません。新潟県内に主たる事業所を有する者が対象になります。（公募要領 1 ページ参照）

Q 3 : 製造業や情報通信業以外は対象にならないのですか。

A 3 : 医療業も対象になります。また、製造業や情報通信業でも、産業分類により対象の可否が異なりますので、詳しくはN I C Oにご相談ください。

【Ⅱ 海外人材とは】

Q 4 : 海外人材とは、具体的にどのような者をイメージすればよいのでしょうか。

A 4 : 海外販路開拓のためのマーケティング及びマネジメント能力等を有し、企業の事業拡大に貢献できる人材を想定しています。

具体的には、以下のような経験・能力を有する人材が考えられます。

- ・海外勤務経験がある。
- ・対象国の語学に堪能である。
- ・対象国の法令・規制・商慣習等に精通している。
- ・海外にネットワークを有している。

Q 5 : 社長として採用する場合も対象になりますか。

A 5 : 本事業により社長を交替することは想定していませんので、経営責任者である社長として採用することは対象になりません。

Q 6 : 有期雇用職員や非常勤職員は対象になりますか。

A 6 : 有期雇用職員や非常勤職員は対象になりません。正社員として、無期雇用・常勤・所定労働時間勤務が要件となります。

Q 7 : 親会社を退職したうえで、当社に正規採用する場合は対象になりますか。

A 7 : 形式的には親会社からの出向など経営における支配関係がないものであれば対象になります。また、審査において、海外販路開拓ための事業計画を実行するために必要な人材であることが認められることが前提となります。

Q8：海外人材はN I C Oや県で紹介してくれるのか。

A8： 本事業の海外人材は、あくまでも事業者が自ら確保し直接雇用するものです。
なお、他の人材活用事業などについて、県やN I C Oが知り得る範囲ではご案内します。

【Ⅲ 「新たな」雇用とは】

Q9：雇用するのは、いつからが助成の対象になりますか。

A9： 交付決定日以降の雇用に係る経費が助成対象となりますので、雇用契約は交付決定日以降の日付とする必要があります。

Q10：「新たに」雇用するということですが、正規雇用契約前に試用期間として勤務している者は対象となりますか。

A10： あくまでも交付決定の日以後の日付での雇用からの経費が助成対象となりますので、交付決定日より前に雇用していた者は、たとえ試用期間としての雇用であっても「新たな」雇用にはなりません。

【Ⅳ 事業計画について】

Q11：外部から雇う者が、事業の途中において交替せざるを得ない場合は事業計画の指定の変更承認を受けることができますか。

A11： 海外人材に着目して事業計画を指定していることから、事業計画の期間中に海外人材を交替することは想定していませんので、変更を承認する事由となりません。

Q12：経営計画書の「本事業に伴う雇用者」とは、どのような者か。

A12： 事業の拡大などを要因として増加する見込みの雇用者で、正規雇用（無期・常勤）の人数を記載してください。

なお、年度末等に実績を報告いただく際には、以下の居住要件にもご注意ください。

- ・計上する人数は、原則として雇用後の勤務地が新潟県内の事業所である者としてください。
- ・ただし、雇用時点の居住地が新潟県内である者の場合、雇用後の勤務地が県外であっても計上してください。